

東海市告示第70号

東海市防災ベッド貸出事業実施要綱を次のように定める。

平成31年4月1日

東海市長 鈴木 淳 雄

東海市防災ベッド貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市が所有する防災ベッド（以下「防災ベッド」という。）の貸出しをすることにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 防災ベッドの貸出しを受けることができる者（以下「貸出対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値が1.0未満又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法又は精密診断法による評点が80点未満の旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。以下同じ。）に居住する者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
 - ア 65歳以上の者であり、かつ、その者と同一世帯に属する者のいずれもが65歳以上の者であること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であること。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者であること。

エ 地震発生時に避難することが困難であると認められる者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

（貸出申請）

第3条 防災ベッドの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、市が所有する全ての防災ベッドの貸出しをしているときは、市長は当該申請を受理しないことができる。

（貸出しの承認及び通知）

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、防災ベッドの貸出しを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知をしたときは、速やかに申請者の居住する旧基準木造住宅に防災ベッドを設置するものとする。

（貸出数）

第5条 貸出しを受けることのできる防災ベッドの数は、申請者1人につき1台とする。

（返還の申出）

第6条 防災ベッドの貸出しを受けた者（以下「借用者」という。）は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに市長に防災ベッドの返還を申し出なければならない。

(1) 防災ベッドが不要となったとき。

(2) 貸出対象者でなくなったとき。

（回収）

第7条 市長は、次に掲げる事項に該当するときは、防災ベッドを回収するものとする。

(1) 前条の規定による申出を受けたとき。

(2) 第10条の規定により貸出しの承認を取り消したとき。

(費用負担)

第8条 防災ベッドの設置、回収、修理等に要する費用は、市の負担とする。ただし、次に掲げる費用は、借用者の負担とする。

(1) 第10条の規定により貸出しの承認を取り消した場合の防災ベッドの回収に要する費用

(2) 借用者が故意に防災ベッドを破損等させた場合の防災ベッドの修理に要する費用

(目的外使用等の禁止)

第9条 借用者は、貸出しの承認を受けた目的以外の目的で防災ベッドを使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(貸出しの承認の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災ベッドの貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) この要綱又は貸出しの承認に付けた条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。